令和７年度県産品ブラッシュアップ事業委託業務　業務説明書

１　業務概要

（１） 業務名

令和７年度県産品ブラッシュアップ事業委託業務

（２） 適用範囲

本業務説明書は、奈良県（以下「甲」という。）が委託業者（以下「乙」という。）に委託して実施する令和７年度県産品ブラッシュアップ事業委託業務（以下「本業務」という。）について必要事項を示したものである。

（３）業務の目的

これまで首都圏等において、テストマーケティングの実施や展示商談会への出展支援等、県産品の販路拡大に取り組んできた。これにより、消費者ニーズに応える商品改良の必要性を把握してきたが、マーケティングやデザイン等の商品改良に必要な知見に乏しく、具体的に取り組めていない状況にある。

そこで、商品をブラッシュアップし、当該商品を展示商談会に出展し、成約を獲得することを目標に、専門家による伴走支援を行うことで、商品の販路拡大と事業者の経営力の向上を支援する。

（４）委託上限金額

3,498,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

（５）履行期間

契約締結日から令和８年３月 27 日（金）まで

（６）業務内容

① 事業改善のためのセミナーの開催

県内の食品事業者を対象に、利益向上のための事業改善をテーマとしたセミナーを開催する。

② 支援希望者の公募･選定

・商品のブラッシュアップと販路拡大の支援を希望する事業者を募集する。

・応募者の中から支援する対象者（以下「支援対象者」という）を３社以上選定する。選定にあたっては、商品の販路拡大の可能性等を考慮し、専門家の意見を聴取した上で県と協議して決定すること。

③ 商品のブラッシュアップ支援

・支援対象者の商品をブラッシュアップするために、支援対象者と専門家のマッチングを行い、ブラッシュアップに向けた支援を行う。

・専門家の選定に際しては、販売ターゲット、価格設定、消費者の情勢、デザイン性等について十分に分析を行ったうえで、各商品のブラッシュアップに必要な支援が可能な専門家を選定する。

・ブラッシュアップの際に必要となる商品や包材の試作等の経費は事業費には含めない。

④ 販路拡大に関する支援

・支援対象者は、展示商談会「FOODEX JAPAN2026 奈良県ブース（以下「FOODEX 奈良県ブース」という）に出展する。出展枠は１小間で、出展日数については１日を基本とし、出展日は県および支援対象者と相談のうえで決定する。支援対象者の出展にかかる費用は事業費に含めない。

・支援対象者を含む、FOODEX 奈良県ブースに出展する全ての事業者を対象とした事前対策セミナーを開催する。
・支援対象者が FOODEX 奈良県ブースに出展している期間中、商談支援に関する専門家を出展会場に派遣し、支援対象者の商談を支援する。
・商談会終了後、支援対象者に対してフォローアップ支援を行う。

２　その他留意事項

（１） 契約書の作成を要する。

（２） 提案書に虚偽の記載をした場合は、当該業務の提案書を無効とする。

（３） 提案書提出期限後における記載内容の変更や追加は、認めない。

（４） 提出された提案書は特定を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがある。

（５） 提出された提案書およびその複製は、提案書の特定以外に無断で使用しない。

（６）提案書提出後であっても、随意契約の相手方として特定されるまでは、辞退することができる。また、辞退したことを理由として以後の特定等に不利益な取り扱いを受けるものではない。

（７） 提出された書類は返却しない。

（８） この公募型プロポーザルへの参加に係る経費は、参加者の負担とする。
本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要であると認めるときは、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。

（９） 本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を率的に行ううえで必要であると認めるときは、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。

(10) 成果物及び構成素材に関わる知的財産権等の取扱いは、次のとおりとする。
①構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉・処理は、受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。
②本業務に関する著作権（制作過程で作られた素材等の著作権も含む。）その他の権利は、そのすべてが奈良県に帰属するものとする。ただし、その一部については、県と協議の上で、支援を受けた事業者に帰属することも可能とする。

(11) 本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注することとする。
①奈良県個人情報の保護に関する法律施行条例附則第三条に基づく、別記 1「個人情報特記事項」を遵守すること。
②奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、別記２「公契約条例に関する遵守事項」を遵守すること。
③その他の定めのない事項については、地方自治法、同法施行令及びその他関係法令並びに奈良県個人情報の保護に関する法律施行条例、奈良県会計規則及びその他の奈良県が制定する関係条例・規則等に従うこと。

別記１

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第１章　乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、委託業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第２章　乙は、委託業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（収集の制限）

第３章　乙は、委託業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

第４章　乙は、甲の指示がある場合を除き、委託業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（漏えい、滅失及びき損の防止）

第５章　乙は、委託業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（従事者の監督）

第６章　乙は、委託業務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

２　乙は、委託業務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該委託業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があること、その他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

（複写又は複製の禁止）

第７章　乙は、委託業務を処理するために甲から提供を受け、又は乙自らが収集した個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

（再委託の禁止）

第８章　乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

（資料等の返還等）

第９章　乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

（取扱状況についての指示等）

第 10 章　甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、乙は拒んではならない。

（事故発生時における報告）

第 11 章　乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（損害賠償等）

第 12 章　乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

２　甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

別記２

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

１　奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。

２　本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。

ア　最低賃金法第４条第１項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第３条に規定する最低賃金額（同法第７条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第 11 条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。

イ　健康保険法第 48 条の規定による被保険者（同法第３条第４項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

ウ　厚生年金保険法第 27 条の規定による被保険者（同条に規定する 70 歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

エ　雇用保険法第４条第１項に規定する被保険者について、同法第７条の規定による届出を行うこと。

オ　労働保険の保険料の徴収等に関する法律第４条の２第１項の規定による届出を行うこと。

３　本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。